

# 学生生活上の注意事項

健康で安全な学生生活を送るためには、皆さん一人一人が生活全般に十分な注意を払い、責任や自覚を持って行動しなければなりません。

次に示すことは、学生生活において特に注意したい事項についてまとめたものです。あらかじめよく読んで、その内容を理解してください。

なお、本学学則第60条には懲戒処分の定めがあります。期末試験等の不正行為などをはじめ、本学の学生としての本分に反する行為を行った場合は、懲戒処分（退学、停学及び訓告）の対象となります。

日頃から地域社会の一員として良識ある行動を心がけ、公共の場でのマナーや交通ルール等を守り、有意義な学生生活を送ってください。

## 1 公共のマナー

毎日の通学においては、自動車（保護者の送迎含む）やバイク、自転車等または、公共交通機関を利用して通学する学生と様々です。通学に限らず、日常でも公共のマナーを守れず、周囲の方々に対して迷惑となる行為はやめましょう。

### (1) 交通ルール

本学周辺の路上は道幅が狭く、駐車禁止となっています。交通ルールを十分に理解し、社会の一員として運転に責任をもち、交通法規を遵守し安全運転に心がけましょう。

### (2) 電車やバスの車内での迷惑行為

公共交通機関を利用する方への迷惑行為、自分が不快に思うことは、他の人もそう思うかもしれないと考えながら行動しましょう。

- ・並んでいる列への割り込みや待つ列が長蛇になり他の通行人の妨げになること
- ・一人で二つの席を使う（隣の席に荷物を置く）
- ・足を広げて座る
- ・スマートフォン等での通話及び視聴
- ・車内での化粧

## 2 情報の取り扱い（SNS）

学生の皆さんはSNSを利用する機会が多くあると思います。情報を発信する行為には、責任とリスクが伴います。InstagramやTikTokをはじめとするSNS上での発言には十分に注意しましょう。その手軽さゆえに情報を発信しやすくなっていますが、軽率な発言、書き込みによって、大きなトラブルにつながるケースが増えています。無責任なコメントや他人のプライバシーに関すること、誹謗中傷などを発信することで、他者を傷つけたり、権利を侵害したりするようなことがあってはいけません。特に実習において施設や企業から得られた内部情報に関する内容であっても同様です。非公開のアカウントであっても情報が広まる可能性があります。

一度発信した内容は完全に取消すことはできません。場合によっては自身の将来（就職等）にも影響しかねませんので、自分の発言に十分責任を持ってください。

## 3 飲酒に関すること

20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。学内での飲酒もかたく禁じます。本学は違法行為に対しては厳正に対処します。また、20歳以上であっても一気飲みや飲酒の強要等のアルコールハラスメント、飲酒運転（自転車含む）は絶対にしてはいけません。

サークル活動や友人たちと食事をする際、ちょっとした油断や不注意が自分だけでなく、一緒にお酒を

飲んでいる人の命を脅かすことにつながりかねません。

飲酒に関する正しい知識を深め、法律を遵守し、近隣の方々や店舗などへの迷惑にならないよう、社会人としてのマナーと節度を守った飲酒を心がけてください。

#### 4 アルバイト就業

アルバイトを始める場合、法令に違反するものは絶対禁止です。その職種・雇用条件等を十分確認し、教育的及び健康上好ましくない職種等には従事しないでください。

SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されています。簡単に高収入を得られるならと応募して強盗や詐欺といった犯罪に加担することとなり、逮捕されるという事案が後を絶ちません。強い警戒意識と注意が必要です。既に掲示されている文部科学省からの「闇バイト」に関する注意を理解し、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうことがないように注意してください。

#### 5 カルト団体・不審者等

宗教カルト集団や不審な団体は巧妙な手口で勧誘をします。自分だけは大丈夫と思っている人ほど注意が必要です。また、破壊的カルト団体などの反社会的団体が、大学内外問わず近隣やSNS等の場で勧誘を行ったり、不審者に執拗に声をかけられたりすることがあります。

流暢な会話や何気ないアンケート、大学のサークルを騙る団体、交友関係やSNSなどを利用した勧誘に対して、その場の雰囲気流されて個人情報を安易に教えたりすることなく、毅然と対処しましょう。

大学周辺において、痴漢、ストーカー、住居侵入などの犯罪被害が発生しています。特に一人暮らしをしている学生は夜間の外出、夜道での単独行動は避け、外出や就寝時の戸締まりを徹底しましょう。

学外において不審者に遭遇したり、見かけるようなことがある場合、すぐにその場を離れ、警察に電話をし、学生部に連絡してください。

#### 6 消費者トラブル

成人（成年年齢）は、親の同意なく契約できることで、契約に関する様々なトラブル等に遭遇するリスクも大きくなります。それだけ一個人としての責任が伴うということです。「うまい話」や「甘い言葉」には、まず警戒し、被害に遭わないよう不要なものはきっぱり断りましょう。普段から消費生活トラブルに関心を持ち、詐欺や悪質な商法に巻き込まれることのないよう注意を払うことが大事です。

なお、消費者被害の救済については、関係官公庁による各種相談窓口等が用意されています。

いざという時には積極的に利用し、不安や心配等がある場合は、学生部学生課あるいは各種相談窓口等に相談してください。

#### 7 災害発生時の対応

学内で災害に遭った場合、自分の身の安全を確保し、避難時は教職員の指示に従ってください。災害はいつ発生するかは誰にもわかりません。普段から避難経路を把握しておきましょう。また、大学で実施される防災訓練には参加しましょう。

学外で災害に遭遇した場合は、身の安全を確保し、安否状況を家族に知らせるとともに「SECOM安否確認アプリ」を使って大学に知らせてください。

#### 8 懲戒処分

本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為は、懲戒（退学・停学・訓告）の対象となります。（別表1『宮崎学園短期大学学生の懲戒処分に係る標準ガイドライン』）

対象となる行為は、犯罪及び飲酒、交通事故の違反行為やカンニング等の不正行為です。

懲戒処分を受けた場合は、進級、卒業が遅れたり、取り消しになるだけでなく、授業料等減免や奨学金が取り消されるなどの不利益を被ることがあります。

## 9 海外渡航時の危機管理

海外渡航時は、交通事故、窃盗、強盗、詐欺などの被害に遭う可能性があります。渡航先の安全情報等をあらかじめ調査したうえで、渡航の是非を判断し、必要な準備を行い、無理なプランは避けるとともに、身の安全確保及び体調管理に十分注意してください。